

建築基準法第44条第1項第二号に係る許可の申請について

令和6年2月

第1. 計画概要

- 1. 申請地 川口市大字峯字後地内
- 2. 申請者 国際興業株式会社
代表取締役社長 南 正人
- 3. 申請建築物概要 峯八幡宮②、⑩
計 画 用 途 : 路線バスの停留所の上家
構 造 : 鉄骨造
規 模 : 1階建て(平家)
高 さ : 3.00 m
建 築 面 積 : 6.31 m²
延 べ 面 積 : 16.30 m²
敷 地 面 積 : 26.19 m²
- 4. 道の状況 幅 員 : 57.00 m
(市道幹線69号線 法第42条第1項第一号)
(都市計画道路3・3・7 蕨流山線)
- 5. 用途地域等 峯八幡宮②、⑩
用 途 地 域 : 第一種住居地域
防 火 指 定 : なし(法第22条地域)
建 ぺ い 率 : 24.09%/60%
容 積 率 : 62.23%/200%
- 6. 形態規制 道 路 斜 線 : 1.25勾配
隣 地 斜 線 : 20m+1.25勾配
北 側 斜 線 : 規制なし
日 影 規 制 : (1)4h・2.5h

第2. 根拠法令等

- 建築基準法第44条第1項第二号
 - 公衆便所
 - 巡査派出所
 - その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第3. 特定行政庁の判断

【公益上必要とされる判断】

本計画のバス停上家は、雨除け及び日差しの遮断を目的として、利用者の利便性を高めるためのものである。当該建築物は、バス停を利用する不特定多数の方に利用される公益性の高いものであるため、公益上必要な建築物であると判断する。

【通行上支障ないとする判断】

本計画のバス停上家は、バスロータリーの歩道内に設置され、車両の通行を妨げるものではない。当該地には従来からバス停上家が設置されており、今回その上家の建て替え計画であるため、新たに通行人の動線にかかるものではなく、上家の下部は通行人同士のすれ違いも容易に行える空間を確保する計画となっている。

また、壁等の設置は無いため、視認性及び開放性は十分に確保され、通行を妨げるものではない。

第4. 結果

上記により、許可相当と判断する。

建築基準法第44条第1項第二号に係る許可の申請について

令和6年2月

第1. 計画概要

- 1. 申請地 川口市西川口6丁目地内
- 2. 申請者 国際興業株式会社
代表取締役社長 南 正人
- 3. 申請建築物概要
 - 計画用途：路線バスの停留所の上家
 - 構造：鉄骨造
 - 規模：1階建て（平家）
 - 高さ：3.00 m
 - 建築面積：3.32 m²
 - 延べ面積：10.29 m²
 - 敷地面積：17.88 m²
- 4. 道の状況
 - 幅員：15.03 m
 - (県道68号線 法第42条第1項第一号)
 - (都市計画道路3・5・20川口戸田線)
- 5. 用途地域等
 - 用途地域：準工業地域
 - 建ぺい率：18.56%/60%
 - 容積率：57.55%/200%
 - 防火指定：なし（法第22条地域）
- 6. 形態規制
 - 道路斜線：1.5勾配
 - 隣地斜線：31m+2.5勾配
 - 北側斜線：規制なし
 - 日影規制：(2)5h・3h

第2. 根拠法令等

- 建築基準法第44条第1項第二号
 - 公衆便所
 - 巡査派出所
 - その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第3. 特定行政庁の判断

【公益上必要とされる判断】
 本計画のバス停上家は、雨除け及び日差しの遮断を目的として、利用者の利便性を高めるためのものである。当該建築物は、バス停を利用する不特定多数の方に利用される公益性の高いものであるため、公益上必要な建築物であると判断する。

【通行上支障ないとする判断】
 本計画のバス停上家は、県道68号線（主要地方道練馬川口線）の歩道内に設置され、車両の通行を妨げるものではない。当該地には、従来からバス停上家が設置されており、今回その上家の建て替え計画であるため、新たに通行人の動線にかかるものではなく、上家の下部は通行人同士のすれ違いも容易に行える空間を確保する計画となっている。
 また、壁等の設置は無いため、視認性及び開放性は十分に確保され、通行を妨げるものではない。

第4. 結果

上記により、許可相当と判断する。

包括同意基準による許可処分の一覧表

建築基準法第43条第2項第二号に係る許可 [対象期間 令和5年11月22日～令和6年2月6日]

1. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第二号

【包括同意基準】第2 包括同意基準 1(1)道の基準

(ア) 河川等管理用の道

(イ) 水路敷きの道

(ウ) 国等所有の土地の道

(エ) 法第42条第1項第四号の区域内の道

2. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号

【包括同意基準】第2 包括同意基準 2(1)道の基準

(ア) 狭あい公道

No	申請地	申請者	建物概要	認定幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備考
1	大字安行小山地内	法人	木造2階建 専用住宅 延べ面積 96.46㎡	2.9～4.1m	R6.1.22 第59号	R6.1.25 第552号	R6.1.30 第14号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

(イ) 協定道路

No	申請地	申請者	建物概要	現況幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備考
1	芝4丁目地内	個人	木質パネル構造一部鉄骨造2階建 専用住宅 延べ面積 112.09㎡	3.7～4.0m	R5.11.21 第51号	R5.11.24 第442号	R5.11.29 第159号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
2	桜町3丁目地内	法人	木造2階建 専用住宅 延べ面積 89.50㎡	3.2～4.0m	R5.11.20 第49号	R5.11.24 第440号	R5.11.29 第160号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
3	桜町3丁目地内	法人	木造2階建 専用住宅 延べ面積 95.58㎡	3.2～4.0m	R5.11.20 第50号	R5.11.24 第441号	R5.11.29 第161号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
4	芝中田2丁目地内	個人	木造3階建 専用住宅 延べ面積 60.11㎡	4.0m	R5.12.20 第54号	R5.12.21 第498号	R5.12.26 第180号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
5	南鳩ヶ谷5丁目地内	法人	木造3階建 専用住宅 延べ面積 89.84㎡	2.7～4.0m	R6.1.4 第55号	R6.1.5 第513号	R6.1.12 第8号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

(ウ) 私道4m